

2022年2月2日改訂

住居確保給付金のしおり

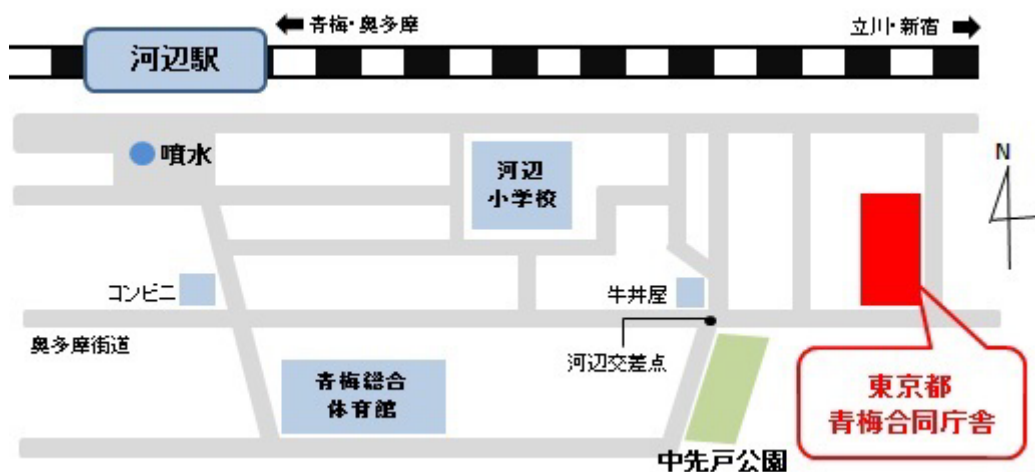
～ 離職により住居を喪失又は喪失するおそれのある方へ ～

西多摩くらしの相談センター

〒198-0036 青梅市河辺町 6-4-1 青梅合同庁舎 1階

TEL 0428-25-3501 / FAX 0428-25-3502

◇相談受付時間 平日 9:00～17:00



1 住居確保給付金とは

離職・廃業、又は休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況にあり、住居を喪失した方、又は住居を喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給するとともに、西多摩くらしの相談センター(以下、センター)による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

2 住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑥の いずれにも該当 する方が対象となります。

① ア、イのどちらかに該当する方

ア. 離職・廃業後、2年以内の方

イ. 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある方

(※ イ.に該当する方は 次の②・③の要件は除きます)

② 就労能力及び常用就職(期間の定めのない又は6箇月以上の雇用期間を定めているものをいう)の意欲があり、公共職業安定所への求職申し込みを行うこと又は現にしていること。

③ 支給期間中に、常用就職に向けた就職活動を意欲的に行う者であること。

※具体的には 6住居確保給付金受給中の求職活動要件を参照

④ 離職前又は休業等により収入が減少し離職等と同程度の状態になる前に、主たる生計維持者(自らの労働で賃金を得て主として世帯の生計を維持する方)であったこと。

なお、離婚などにより申請時に主たる生計維持者となった方も含む。

⑤ 経済的に困窮し、住宅を喪失していること又は喪失するおそれがあること(賃貸住宅等に入居している方を「喪失するおそれがある」とみなします)

⑥ 申請日の属する月における申請者及び申請者と同一の世帯に居住し生計を一にする者(未成年かつ就学中の子の収入は除く)の収入合計※が次の収入基準額※未満であること。失業等給付、児童扶養手当等各種手当、年金等についても平均額を収入として算定します。

※収入合計とは、給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額(ただし、交通費支給額は除く。)とする。また、自営業の場合は、事業収入(経費を差し引いた控除後の額)をいう。

※収入基準額とは、次のページに記載する基準額に家賃額※を合算した額をいう。

≪瑞穂町にお住まいの場合≫

区 分	月 収 入 基 準 額
単身世帯	基準額(81,000円)に家賃額(※)を加算した額未満
2人世帯	基準額(123,000円)に家賃額(※)を加算した額未満
3人世帯	基準額(157,000円)に家賃額(※)を加算した額未満
4人世帯	基準額(194,000円)に家賃額(※)を加算した額未満

≪日の出町、檜原村、奥多摩町にお住まいの場合≫

区 分	月 収 入 基 準 額
単身世帯	基準額(78,000円)に家賃額(※)を加算した額未満
2人世帯	基準額(115,000円)に家賃額(※)を加算した額未満
3人世帯	基準額(140,000円)に家賃額(※)を加算した額未満
4人世帯	基準額(175,000円)に家賃額(※)を加算した額未満
5人世帯以上の方は別途お尋ねください。	

(※)家賃額とは賃貸契約の実家賃額(共益費などを除く)をいう。ただし、下記の額までとする。

瑞穂町:単身世帯 45,000円、2人世帯 54,000円、3人~5人世帯 59,000円

日の出町:単身世帯 53,200円、2人世帯 63,700円、3人~5人世帯 69,200円

檜原村、奥多摩町:単身世帯 40,900円、2人世帯 49,000円、3~5人世帯 53,200円

上記収入基準額を超えている場合であっても、離職、失業等給付の終了、収入の減少等により翌月から上記の収入基準額に該当することが提出資料等により当該事実を証明可能な場合は対象となります。

- ⑦ 申請者及び申請者と同一の世帯に居住し生計を一にする者預貯金・現金の合計が各世帯区分の基準額×6(ただし100万円未満のものとする)以下であること。
- ⑧ 国の雇用施策による給付等又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に居住し生計を一にする者が受けていないこと。
- ⑨ 申請者及び申請者と同一の世帯に居住し生計を一にする者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

3 支給金額と支給期間等

(1) 支給金額

≪瑞穂町にお住まいの場合≫

区 分	支給上限額	支給額の計算式
単身世帯	45,000 円	収入が基準額 81,000 円を超える場合は 支給額※1 = 家賃額※2 - (月の世帯の収入額 - 基準額)
2人世帯	54,000 円	収入が基準額 123,000 円を超える場合は 支給額※1 = 家賃額※2 - (月の世帯の収入額 - 基準額)
3人～5人世帯	59,000 円	収入が世帯人数区分における基準額(2の⑥)を超える場合は 支給額※1 = 家賃額※2 - (月の世帯の収入額 - 基準額)

≪日の出町にお住まいの場合≫

区 分	支給上限額	支給額の計算式
単身世帯	53,200 円	収入が基準額 78,000 円を超える場合は 支給額※1 = 家賃額※2 - (月の世帯の収入額 - 基準額)
2人世帯	63,700 円	収入が基準額 115,000 円を超える場合は 支給額※1 = 家賃額※2 - (月の世帯の収入額 - 基準額)
3人～5人世帯	69,200 円	収入が世帯人数区分における基準額(2の⑥)を超える場合は 支給額※1 = 家賃額※2 - (月の世帯の収入額 - 基準額)

≪檜原村、奥多摩町にお住まいの場合≫

区 分	支給上限額	支給額の計算式
単身世帯	40,900 円	収入が基準額 78,000 円を超える場合は 支給額※1 = 家賃額※2 - (月の世帯の収入額 - 基準額)
2人世帯	49,000 円	収入が基準額 115,000 円を超える場合は 支給額※1 = 家賃額※2 - (月の世帯の収入額 - 基準額)
3人～5人世帯	53,200 円	収入が世帯人数区分における基準額(2の⑥)を超える場合は 支給額※1 = 家賃額※2 - (月の世帯の収入額 - 基準額)

※1 支給額の計算式によって 100 円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り上げて計算します。また、支給額が 100 円未満であるときは 100 円を支給します。

※2 家賃額とは賃貸契約の実家賃額(共益費などを除く)をいう。

(2)支給開始

申請日の属する月に支払う家賃相当分から支給を開始します。

(3)支給期間

原則3箇月間

※支給期間の延長

「6 住居確保給付金受給中の義務」に規定する就職活動を誠実に継続していたこと、かつ、延長申請時に対象者要件を満たしている場合には、申請により3箇月毎に支給期間を2回まで延長することができます。(その支給額は延長申請時の収入に基づいて算出される金額となります。)

(4)支払方法

西多摩福祉事務所から「住宅の貸主」又は「貸主から委託を受けた事業者」の銀行口座に振り込みとなり、申請者への口座には振り込めません。そのため自動引き落としで家賃をお支払いの場合は、受給期間中は口座振込での支払いに変更できる場合のみ支給の対象となります。しかし、クレジットカード払いで家賃をお支払いの場合は、その限りではありません。

※受給者を経ずに確実に賃貸住宅の貸主に支払われることが確保できる場合は、口座振り込みの方法に限りません。

(5)支給額の変更

決定後、3ヶ月間は支給額の変更は行いません。

※ ただし、下記の場合に限り受給者からの(再)延長申請時に変更届を受け支給額の変更を行います。

- ①住居確保給付金の支給対象賃貸住宅の家賃が変更された場合
- ②家賃の一部支給が行われている場合において、受給期間中に収入が減少した結果、基準額を下回った場合
- ③借主の責によらず転居せざるを得ない場合

(6)その他

新規に住宅を賃貸し入居する住宅の家賃は、住居確保給付金の家賃基準額以下のものに限りです。

4 住居確保給付金の申請にあたっての必要書類など

ア. 離職・廃業後、2年以内の方の場合の必要書類

①生活困窮者住居確保給付金支給申請書

②住居確保給付金申請時確認書

③本人確認書類

次の本人確認書類のいずれか

〔 運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、
健康保険証、住民票・戸籍謄本等の写し 〕

※顔写真入りでない本人確認書類の場合は、2種類以上必要です。

④離職関係書類

2年以内に離職したことが確認できる書類

例)失業給付対象者は雇用保険受給資格者証

※ 離職票等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳など、
離職者であることが確認できる何らかの書類

※ 自営業の場合は廃業届などの書類

⑤収入関係書類

申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族で収入がある者について、全ての収入
について確認できる書類

※毎月の収入額に変動がある場合は、直近3箇月分の収入を確認し平均額を収入とします。

⑥預貯金関係書類

申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族の金融機関の全ての通帳

※申請日現在の残高が確認できるよう最新の記帳をお願いします。

※確定している直近3箇月分の記載が確認できるようご用意をお願いします。

※通帳のないネットバンキング等の取引明細も含みます。

※通帳のいずれにも公共料金・家賃等の引き落としの記載が無い場合は、公共料金・家賃等
の支払いについて領収書等で確認をさせていただきます。

⑦住宅関係書類

入居住宅に関する状況通知書、賃貸契約書

⑧公共職業安定所関係書類

求職受付票(ハローワークカード)、求職申込み・雇用施策利用状況確認票

イ. 休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状態にある方の場合

①生活困窮者住居確保給付金支給申請書

②住居確保給付金申請時確認書

③本人確認書類

次の本人確認書類のいずれか

〔 運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、
健康保険証、住民票・戸籍謄本等の写し 〕

※顔写真入りでない本人確認書類の場合は、2種類以上必要です。

④休業等により収入が減少し就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し

例)雇用主からの休業を命じる文書、アルバイト等のシフトが減少したことがわかる文書、請負契約等のアポイントがキャンセルになったことがわかる文書等

⑤収入関係書類

申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族で収入がある者について、全ての収入について確認できる書類

⑥預貯金関係書類

申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族の金融機関の全ての通帳

※申請日現在の残高が確認できるよう最新の記帳をお願いします。

※通帳のないネットバンキング等の取引明細も含みます。

※通帳のいずれにも公共料金・家賃等の引き落としの記載が無い場合は、公共料金・家賃等の支払いについて確認をさせていただく場合があります。

⑦住宅関係書類

入居住宅に関する状況通知書、賃貸契約書

上記申請書①・②、⑦住宅関係書類の入居住宅に関する状況通知書は、センターのホームページから取得できます。窓口にてお渡し等も可能ですのでご相談ください。

住居喪失者の方は別途確認等ございますので、センターまでご連絡ください。

※全て原本をご持参ください。

(郵送での申請の場合は、①・②と⑦住宅関係書類の入居住宅に関する状況通知書以外はコピーをご郵送してください。)

5 住居喪失者の入居住宅の確保について

- (1) 不動産業者等で入居可能な物件が見つかった場合は「入居予定住宅に関する状況通知書」に必要事項を記入してもらい、センターに提出し「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付を受けます。
- (2) 社会福祉協議会に初期費用の貸付申込みを行う場合は、その申込みを行い、貸付日を確認して、入居日を設定します。また、賃貸契約は、停止条件付契約（「本契約は初期費用の振り込みを確認した日をもって契約の効力を発生する」旨を追記されたもの）を締結します。
- (3) 初期費用の貸付が決定し、振込み入金が確認されると不動産業者等から住宅の鍵が渡され入居となります。住宅入居後に、賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して、「住宅確保報告書」を 7 日以内にセンターに提出します。

6 住居確保給付金受給中の求職活動要件

本給付金受給期間中は、センターがプランを策定し、就労等の支援を行います。

また、以下のように求職活動要件があります。それぞれの活動を行い、「職業相談確認票(参考様式 6)」「常用就職活動状況報告書(参考様式 7)」「求職活動状況報告書(参考様式 9)」を FAX・郵送等で提出していただきます。加えて、就労収入がある方は給与明細を、自営業の方は住居確保給付金に係る収支状況表(個人事業主用)の提出をお願いします。

報告内容についてセンターから電話してお伺いすることとし、来所相談は希望する方のみとします。

- (1) センターの支援専門員より支援を受けること
原則、毎月 1 回以上、センターの支援専門員等による面接、電話相談等の支援を受け、「求職活動状況報告書(参考様式 9)」に記入していただきます。
- (2) ハローワークで支援を受けること
原則、毎月 2 回以上 公共職業安定所の職業相談を受け、「職業相談確認票(参考様式 6)」に相談日、担当者名、支援内容の記入をしてもらい、確認印をもらいます。
- (3) 求人先への応募
原則、毎週 1 回以上、求人先への応募、又は求人先の面接等を受ける就職活動を行い、「常用就職活動状況報告書(参考様式 7)」に記入していただきます。

(休業等により収入が減少のため申請された方の場合の求職要件)

給与等の収入を得る機会が減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあるフリーランスや自営業者などについては、本人の意向やその状況に応じ、現在の就業形態を維持しつつ、それに加えて、アルバイトなどの短期的な雇用で当面の生活費をまかなうといった対応も可能です。この場合、(2)、(3)については求めません。

7 受給中に常用就職した場合の届出

(1) 常用就職の報告

支給決定後、常用就職(雇用契約において、期間の定めがない又は6箇月以上の雇用期間が定められているもの)した場合は、「常用就職届」をセンターへ提出していただきます。

常用就職届を提出した場合は、以後センターに対して就職先での収入額を確認できる書類を毎月提出します。

8 支給を停止する場合

(1) 支給の停止

住居確保給付金受給中に職業訓練受講給付金を受給することになった場合には支給を停止し、職業訓練受講給付金の受給が終了した後、受給者本人から希望があれば、支給を再開します。

(2) 手続き等

- ① 職業訓練受講給付金の受給を申込んだことをセンターへ報告してください。
- ② 職業訓練受講給付金の受給が決定したときは、センターへ「住居確保給付金支給停止届」を提出してください。
- ③ 住居確保給付金の支給再開を希望する方は、訓練終了時までセンターへ「住居確保給付金支給再開届」を提出してください。

9 支給を中断する場合

(1) 支給の中止

住居確保給付金受給中に疾病又は負傷により求職活動を行うことが困難となった場合は、本人の状況及び意思決定により、住居確保給付金の支給を中断します。心身の回復後に求職活動を再開し、支給要件に該当する場合は、住居確保給付金の支給を再開することができます。

(2) 手続き等

- ① 疾病又は負傷により求職活動を行うことが困難となり、支給の中断を希望する場合は、センターへ相談し、「住居確保給付金支給中断届」を提出してください。
- ② 中断期間中は、原則として毎月1回、面談、電話等により体調及び生活の状況についてセンターに報告をしてください。
- ③ 住居確保給付金の支給再開を希望する方は、心身の回復により求職活動を再開することを要件として、「住居確保給付金支給再開届(疾病又は負傷)」をセンターへ提出してください。

10 支給を中止する場合

住居確保給付金は以下の各項目に該当する場合に支給を中止します。

- ① 支給決定後、「6 住居確保給付金受給中の求職要件」による求職活動を怠った場合。
- ② 受給者が常用就職(支給決定後の常用就職のみならず、申請後の常用就職も含む)等をしたこと及び就労に伴い得られた収入の報告を怠った場合。
- ③ 受給者が常用就職又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合。
- ④ 支給決定後、住宅の貸主等の責によらずに住宅を退去した場合。
- ⑤ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合。
- ⑥ 支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処せられた場合。
- ⑦ 支給決定後、受給者又は受給者と生計を一とする同居の親族が暴力団員と判明した場合。
- ⑧ 受給者が生活保護費を受給した場合。
- ⑨ 「8.支給を中断する場合」の中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合。
- ⑩ 「8.支給を中断する場合」の中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合。
- ⑪ 受給者の死亡など、支給をすることができない事情が生じたとき。

11 住居確保給付金を返還していただく場合

住居確保給付金受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合は、既に支給された給付の全額又は一部について返還する義務を負うことになるとともに、以降の給付も中止となります。

12 その他

(1) 再支給

住居確保給付金の支給を受けて常用就職した後に、新たに解雇(本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。)されたことにより、再び本給付金支給要件に該当する場合については、「4.支給金額と支給期間等」により本給付金を再支給することができます。

※従前の受給中に「10. 支給を中止する場合」の要件(③、⑧、⑨は除く)に該当し、中止になった場合は再支給できません。

(2) 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

住居確保給付金の手続きや振込先などの不動産媒介業者等が暴力団員等と関係を有すると確認された場合は、住居確保給付金の関係書類の受取りを拒否、又は給付振込を中止します。

※社会福祉協議会の貸付について

住居確保給付金受給中の生活費が必要な方につきましては、社会福祉協議会の貸付等を利用することができます。

貸付の詳細は、お住まい地域の社会福祉協議会にお問い合わせください。

瑞穂町：瑞穂町社会福祉協議会	042-557-0159
東京都西多摩郡瑞穂町石畑 2008 番地 (ふれあいセンター1 階)	
日の出町：日の出町社会福祉協議会	042-597-4848
東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 (町役場内)	
檜原村：檜原村社会福祉協議会	042-598-0085
東京都西多摩郡檜原村 2717 (檜原村やすらぎの里)	
奥多摩町：奥多摩町社会福祉協議会	0428-83-3855
東京都西多摩郡奥多摩町氷川 199 (福社会館内)	

住居確保給付金申請時 提出書類チェックリスト

【給付金詐欺等に注意！】郵送後、書類に不足・不備等がある場合は、申請先の自治体からご連絡があります。
 (厚生労働省から直接ご連絡をすることは絶対にありませんので、ご注意ください)

提出者	<input checked="" type="checkbox"/>	書類の種類	様式(原本提出)	ご自分で用意する添付資料(写し提出)	備考
全員	<input type="checkbox"/>	申請書、確認書	(様式1-1) 生活困窮者住居確保給付金支給申請書 (様式1-1A) 住居確保給付金申請時確認書		
全員	<input type="checkbox"/>	本人確認書類		下記のいずれか1つ(※1) ○運転免許証(住所変更している場合は両面) ○住民基本台帳カード ○パスポート(一般旅券) ○個人番号(マイナンバー)カード(表面のみ) ○健康保険証 ○住民票(※2) ○戸籍謄本等 ○各種福祉手帳等	※1 写真なしの場合、2つ求める自治体があります。 ※2 本籍地とマイナンバーの表示は不要
離職した方	<input type="checkbox"/>	離職を証する書類	右記を用意できない場合 (参考様式5)(※3) 離職状況に関する申立書を提出	下記のいずれか1つ (雇用保険関係) ○雇用保険被保険者離職票 ○雇用保険受給資格者証 (社会保険関係) ○健康保険任意継続被保険者証 (雇用者が交付する文書) ○退職辞令 ○退職所得の源泉徴収 ○雇用保険被保険者資格喪失届 ○離職証明書 ○解雇通知書 ○有期雇用契約の非更新通知	※3 参考様式5は自治体により異なる場合があります。
廃業した方	<input type="checkbox"/>	廃業を証する書類		下記のいずれか1つ ○廃業届 ○その他廃業したことを証明できる書類	※4 参考様式5-2は自治体により異なる場合があります。
就業機会が減少した方	<input type="checkbox"/>	就業機会の減少を証する書類	右記を用意できない場合 (参考様式5-2)(※4) 就業機会の減少に関する申立書を提出	下記の例示を参考にしてください。 ○雇用主からの休業を命じる書類、メール等 ○シフト表等(減少する前後) ○請負契約等のキャンセルが分かる資料	
全員	<input type="checkbox"/>	収入を証する書類 (世帯全員分)	右記を用意できない場合 住居確保給付金に係る収入状況表 (個人事業者用)	下記のいずれか1つ ○給与明細書(申請月分) ○賃金明細書(申請月分) ○報酬明細書(申請月分) ○源泉徴収票等(※5) 失業給付を受けている方 ○〔 〕に加え、失業給付の額がわかる書類 (ハローワークからの振込記録がある通帳など) 年金給付を受けている方 ○〔 〕に加え、年金給付の額がわかる書類 その他の定期的な公的給付(※6)を受けている方 ○〔 〕に加え、公的給付の額がわかる書類	※5 最近減収した方については、月単位の資料をお持ち下さい。 ※6 児童手当、児童扶養手当、障害年金、障害児福祉手当、(配偶者の)育児休業給付金等
全員	<input type="checkbox"/>	資産を証する書類 (世帯全員分)		○預貯金通帳(表紙・表紙の裏面・申請月の入出金の記載があるページ) ※ネットバンキングは銀行名と最終残高がわかる画面を印刷	
現在、住まいがない方	<input type="checkbox"/>	住まいに関する資料	家主等に記入を依頼 (様式2-1) 入居予定住宅に関する状況通知書		
	<input type="checkbox"/>			○賃貸借契約書(賃貸借契約後に提出)	
現在、住まいがある方	<input type="checkbox"/>		家主等に記入を依頼 (様式2-2) 入居住宅に関する状況通知書		
	<input type="checkbox"/>			○賃貸借契約書(様式2-2と同時に提出)	